

一般財団法人福岡県建築住宅センター 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人福岡県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下業務規程という。)に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条(第25条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1、別表第2、及び別表第3に掲げるとおりとする。

2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次の第2号から第4号に掲げる場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証または中間検査合格証をセンター以外から受けている場合 前号と同じ

(3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証または中間検査合格証をセンターから受けている場合 変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(4) 建築物を別棟で増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積(別棟で増築する場合以外の増築は、当該増築する部分の床面積及び当該建築物の他の部分の床面積の二分の一を合計した床面積)

(5) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合、当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 次の各号に該当する場合は、別表第1で定める額に当該各号に定める手数料額を加算した金額とする。

(1) 建築基準法第56条第7項の天空率を用いた場合 6,000円

(2) 建築基準法第20条第三号イに掲げる構造計算(ルート1)の審査を要する場合 30,000円

(3) 建築基準法第6条の3ただし書きに規定される「特定構造計算基準及び特定増改築計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査(ルート2基準審査)を要する場合 145,000円

(中間検査の申請手数料)

第3条 業務規程第27条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、中間検査申請一件につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 直前の確認済証をセンターから受けた建築物の場合 別表第4-1に掲げるとおりとする。

(2) 前号以外の場合 別表第4-2に掲げるとおりとする。

- 2 別表第4-1、別表第4-2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

(完了検査の申請手数料)

第4条 業務規程第35条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 直前の確認済証または中間検査合格証をセンターから受けた建築物、工作物または昇降機の場合 別表第5-1、別表第6-1または別表第7-1に掲げるとおりとする。

(2) 前号以外の建築物、工作物または昇降機の場合 別表第5-2、別表第6-2または別表第7-2に掲げるとおりとする。

- 2 別表第5-1、別表第5-2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

(検査の申請手数料の減免)

第5条 中間検査合格証の交付を受けた建築物等に関し、業務規程第35条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、別表第8-1または別表第8-2に掲げるとおりとする。

- 2 別表第8-1、別表第8-2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

3 当センターに建設住宅性能評価申請を行っている建築物で、性能評価の現場検査と同時に実施する中間検査又は完了検査の申請手数料は免除する。

4 災害罹災により建築物の建築、大規模な修繕をする場合は第2条(確認の申請手数料)、第3条(中間検査の申請手数料)及び第4条(完了検査の申請手数料)について算出金額の二分の一とする。

5 前項の規定は、業務規程第44条第4項に基づく減額が適用される場合には、適用しない。

(確認帳簿記載事項証明に関する手数料)

第6条 確認帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書の発行1通につき2,000円とする。

(小規模な計画変更における手数料の減額)

第7条 変更に係る項目が次に掲げるもの(本規程内において小規模な計画変更という)であって、建築基準関係規定に適合することが明らかである場合は、第2条第2項(2)号又は(3)号の規定により適用する別表第1により算定される手数料の額からその50%を減額する。ただし、小規模な計画変更以外の項目を併せて申請する場合を除く。

(1) 建築物の配置の変更

(2) 敷地面積が直前の申請の5%以下の減少となる変更

(3) し尿浄化槽に関する変更

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する

附 則

この規定は、平成26年3月1日から施行する

附 則

この規定は、平成27年6月1日から施行する

附 則

この規定は、平成27年10月1日から施行する

附 則

この規定は、平成28年8月1日から施行する

附 則

この規定は、平成28年12月1日から施行する

附 則

この規定は、平成30年6月1日から施行する

別表第1 建築物に関する確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額			
	建築物の分類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	18,000円	12,000円	19,000円	28,000円
100㎡越え、200㎡以内のもの	26,000円	18,000円	28,000円	40,000円
200㎡越え、500㎡以内のもの	34,000円	23,000円	36,000円	52,000円
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	51,000円		-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	80,000円		-

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅（併用住宅等を含む）又は長屋である建築物（住宅部分が1/2以上となる建築物に限る）

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る）

第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅又は長屋」以外の建築物（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る）

第4類 : 第1類～第3類以外の建築物

別表第2 工作物に関する確認申請手数料

1 件 あ た り	手 数 料 の 額	
	高 さ	
	4 m以下	4 m越え
築造する場合	20,000 円	42,000 円
計画変更して築造する場合	10,000 円	21,000 円

別表第3 昇降機に関する確認申請手数料

1 基 あ た り	手 数 料 の 額	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
設置する場合	20,000 円	8,000 円
計画変更して設置する場合	10,000 円	6,000 円

別表第4-1 建築物に関する中間検査申請手数料

(直前の確認済証をセンターから受けたもの)

床 面 積 の 合 計	手 数 料 の 額			
	建 築 物 の 分 類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	18,000円 (15,000円)	-	18,000円 (15,000円)	23,000円 (20,000円)
100㎡越え、200㎡以内のもの	23,000円 (20,000円)	-	23,000円 (20,000円)	29,000円 (26,000円)
200㎡越え、500㎡以内のもの	36,000円 (33,000円)	-	35,000円 (32,000円)	46,000円 (43,000円)
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	-	51,000円 (48,000円)	-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	-	85,000円 (82,000円)	-

() 内は、住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査または住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査と同時に行う住宅に適用する。

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅(併用住宅等を含む)又は長屋である建築物(住宅部分が1/2以上となる建築物に限る)

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅又は長屋」以外の建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第4類 : 第1類～第3類以外の建築物

別表第4-2 建築物に関する中間検査申請手数料

(直前の確認済証をセンター以外で受けたもの)

床面積の合計	手数料の額			
	建築物の分類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	23,000円 (20,000円)	-	23,000円 (20,000円)	31,000円 (28,000円)
100㎡越え、200㎡以内のもの	30,000円 (27,000円)	-	30,000円 (27,000円)	41,000円 (38,000円)
200㎡越え、500㎡以内のもの	46,000円 (43,000円)	-	45,000円 (42,000円)	61,000円 (58,000円)
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	-	63,000円 (60,000円)	-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	-	100,000円 (97,000円)	-

() 内は、住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査または住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査と同時に行う住宅に適用する。

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅(併用住宅等を含む)又は長屋である建築物(住宅部分が1/2以上となる建築物に限る)

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅又は長屋」以外の建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第4類 : 第1類~第3類以外の建築物

別表第5-1 建築物に関する完了検査申請手数料

(直前の確認済証をセンターから受けたもの)

床面積の合計	手数料の額			
	建築物の分類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	20,000円	14,000円	18,000円	26,000円
100㎡越え、200㎡以内のもの	24,000円	18,000円	23,000円	33,000円
200㎡越え、500㎡以内のもの	38,000円	27,000円	35,000円	50,000円
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	61,000円		-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	100,000円		-

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅(併用住宅等を含む)又は長屋である建築物(住宅部分が1/2以上となる建築物に限る)

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅又は長屋」以外の建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第4類 : 第1類～第3類以外の建築物

別表第5-2 建築物に関する完了検査申請手数料
(直前の確認済証をセンター以外から受けたもの)

床面積の合計	手数料の額			
	建築物の分類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	25,000円	17,000円	23,000円	34,000円
100㎡越え、200㎡以内のもの	31,000円	23,000円	31,000円	45,000円
200㎡越え、500㎡以内のもの	48,000円	33,000円	45,000円	65,000円
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	71,000円		-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	120,000円		-

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅(併用住宅等を含む)又は長屋である建築物(住宅部分が1/2以上となる建築物に限る)

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅又は長屋」以外の建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

第4類 : 第1類～第3類以外の建築物

別表第6-1 工作物に関する完了検査申請手数料
(直前の確認済証をセンターから受けたもの)

1件あたり	手数料の額	
	高さ	
	4m以下	4m越え
築造する場合	20,000円	40,000円

別表第6-2 工作物に関する完了検査申請手数料
(直前の確認済証をセンター以外から受けたもの)

1件あたり	手数料の額	
	高さ	
	4m以下	4m越え
	26,000円	52,000円

別表第7-1 昇降機に関する完了検査申請手数料
(直前の確認済証をセンターから受けたもの)

1基あたり	手数料の額	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
	25,000円	15,000円

別表第7-2 昇降機に関する完了検査申請手数料

(直前の確認済証をセンター以外から受けたもの)

1 基あたり	手数料の額	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
	31,000 円	21,000 円

別表第8-1 建築物に関する完了検査申請手数料 (中間検査受検済)

(直前の確認済証または中間検査合格証をセンターから受けたもの)

床面積の合計	手数料の額			
	建築物の分類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	18,000円	-	16,000円	24,000円
100㎡越え、200㎡以内のもの	22,000円	-	21,000円	31,000円
200㎡越え、500㎡以内のもの	36,000円	-	33,000円	48,000円
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	-	59,000円	-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	-	98,000円	-

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅(併用住宅等を含む)又は長屋である建築物(住宅部分が1/2以上となる建築物に限る)

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物(令第136条の11第1号に係る認定に限る)

第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅又は長屋」以外の建築物(令第136条の11第1号に係る認定に限る)

第4類 : 第1類~第3類以外の建築物

別表第8-2 建築物に関する完了検査申請手数料 (中間検査受検済)

(直前の確認済証または中間検査合格証をセンター以外から受けたもの)

床面積の合計	手数料の額			
	建築物の分類			
	第1類	第2類	第3類	第4類
100㎡以内のもの	23,000円	-	21,000円	32,000円
100㎡越え、200㎡以内のもの	29,000円	-	29,000円	43,000円
200㎡越え、500㎡以内のもの	46,000円	-	42,000円	63,000円
500㎡越え、1,000㎡以内のもの	-	-	69,000円	-
1,000㎡越え、2,000㎡以内のもの	-	-	118,000円	-

※建築物の分類

第1類 : 一戸建ての住宅(併用住宅等を含む)又は長屋である建築物(住宅部分が1/2以上となる建築物に限る)

第2類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた一戸建ての住宅又は長屋である建築物(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)

- 第3類 : 建築基準法第68条の10第1項の型式適合認定をうけた「一戸建ての住宅
又は長屋」以外の建築物（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る）
- 第4類 : 第1類～第3類以外の建築物